

携帯電話通信エリアの拡充について

【内容】

事故等の緊急通報の面からも、携帯電話通信エリアを拡充してもらえないでしょうか。

【回答】

携帯電話が使えない不感地区の解消は、合併前からの課題であり、国の補助事業の活用や携帯電話事業者への陳情・要望等により、その解消に努めてきましたが、新市の中には未だに携帯電話が使えない地区が42地区あります。これらの地区は、ほとんどが50世帯未満であり、採算性等の問題から携帯電話事業者が独自で携帯電話の基地局（アンテナ）整備するには、大変厳しい地域であると聞いています。

一方で、携帯電話は、今や子供から高齢者まで、誰でも使うほど普及してきており、事故等の緊急通報以外にも、防災や防犯など様々な面で活用が可能なことから、ほかからも「携帯電話の使えない地域を何とかしてほしい」という要望をいただいております。

ただ、国の補助事業の基準が5,000万円以上に引き上げられ、2,000万円前後で整備してきた今までの実績からしますと、今後、この補助事業を活用することは、かなり厳しい状況になっていますので、これからは、携帯電話事業者への陳情・要望が中心にならざるを得ない状況になっています。

携帯電話の使えない42地区の解消要望の際に、いただいたご意見も併せて携帯電話事業に者に打診いたしますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(担当：情報政策課)